平成27年労第19号

# 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 理 由

# 第1 再審査請求の趣旨及び経過

### 1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

#### 2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、会社Aに採用され、B県B市所在の同社B支店 (以下「会社」という。)の配属となり、太陽光発電用のパネル取付工事等に従 事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月、平成〇年〇月〇日及び同月〇日に会社の上司から暴言を受けたことなどにより、精神障害を発病したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し「適応障害」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは会社におけるパワーハラスメントなどが原因であり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

# 第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
  - 1 当審査会の事実の認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)請求人の精神障害の発病について労働局地方労災医員協議会(以下「労災医員協議会」という。)は、意見書において、平成○年○月上旬にICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したと述べており、当審査会としても、請求人の症状経過等からみて、労災医員協議会の意見を妥当なものと判断する。
- (2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について(平成23年12月26日付け基発1226第1号)」(以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。
- (3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月の間における業務による心理的負荷を検討すると次のとおりである。
  - ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」または「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

- イ 「特別な出来事以外」について
  - (ア)請求人は、平成○年○月○日付け聴取書において、平成○年○月○日、 作業現場に向かう途中、Dから、「あんまりふざけたことを言っていると

休ませるぞ。」と言われたこと、また、同月〇日の個人面談の場において、 Eから、「きちんと仕事をしていないと話を聞いている。これからはきちんとできますか。」と言われ、「至らないところもありますが、きちんとやっていきます。」と請求人が答えたところ、「現状維持は駄目だよ、覇気を持ちなさい。」と言われたこと、さらに、同日、Dから「覇気を持ってそのざまか。」と言われ、Fから、「お前なんかいらないよ。」、「給料泥棒。会社に給料を返せ。」、「サボりに来たんか。」、「いい加減辞めてくれ。」と言われたことが本件疾病の原因となった旨主張する。また、Fからは、「ケツを出せ。」とも言われ、本気で蹴られると思って逃げたと述べている。

当審査会は、上記言動を認定基準に基づき検討すると、Eの言動については、業務上の確認や指導のためで、業務上必要なものであり、出来事としては認められないものと判断するが、D、Fの言動については、認定基準別表1の出来事の類型の「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」(平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」)に該当するものと判断する。しかしながら、D、Fの言動は、請求人に不快感を与えるものではあったものの、多人数が結託して請求人の人格や人間性を否定するような言動を執拗に行ったものとまでは認められない。また、この出来事前に恒常的な長時間労働(月100時間程度となる時間外労働)も認められないことから、当該出来事の心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

- (イ)また、請求人は、平成○年○月に下から蹴られたことについての示談後においても、下からまた暴力を受けるのではないかと不安を抱えながら仕事に従事していた旨主張するが、会社は、請求人と下が同じ仕事に就かないよう人員配置を行っており、一緒に作業していない請求人に対して暴行が行われた事実は認められないことから、請求人の不安が続いていたとの申し立てだけをもって、これらを出来事として評価することはできないものと判断する。
- ウ 業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特記すべき事項は認め られない。
- エ ア及びイのとおり、業務による心理的負荷の総合評価が「中」の出来事が 1つであり、恒常的な長時間労働も認められないことから、業務による心理

的負荷の全体評価の強度は「強」には至らず、請求人に発病した精神障害は 業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるから、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。